平成２４年（フ）第８２３号
神戸市北区日の峰１丁目８番地の１、従前の住所神戸市北区日の峰１丁目10番地の３
破産者　奥川　博幸
１　決定年月日　平成25年８月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８８号
岡山県倉敷市沖90番地７
破産者　西山　圭祐
１　決定年月日　平成25年８月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２４３号
岡山県井原市門田町2107番地３
破産者　南村　和稔
１　決定年月日　平成25年８月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１０号
青森県十和田市東十二番町15番10号　畑中荘Ｄ号
破産者　佐々木秀夫
１　決定年月日　平成25年８月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第１５３号
長崎県大村市小路口本町419番地２、申立時の住所長崎県大村市水田町1498番地
破産者　峰　　通隆
１　決定年月日　平成25年８月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第１７０号
長崎県大村市小路口町769番地10　小路口アパート２号棟404号、前住所長崎市田中町162番地１　レオパレス田中町
破産者　桑川　賢二（旧姓塚原）
１　決定年月日　平成25年８月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第１１６３号
愛知県尾張旭市狩宿新町２丁目100番地
ラ・ポール新町201号
破産者　岩本　武志
１　破産債権の届出期間　平成25年９月20日まで
２　一般調査期日　平成25年10月30日午後２時30分
平成25年８月20日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７２号
広島市安佐北区安佐町大字筒瀬105番地
破産者　笹西　廣明
１　破産債権の届出期間　平成25年９月20日まで
２　一般調査期日　平成25年10月29日午後１時30分
平成25年８月20日
広島地方裁判所民事第４部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第１６８号
山口県美祢市美東町大田1274番地、開始決定時の住所山口市黒川444番地２
破産者　木村　　茂
異議申述期間　平成25年10月10日まで
平成25年８月22日
山口地方裁判所民事部破産係

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第１２号
愛知県西尾市平坂町奥辰15番地１
清算株式会社　株式会社テンカイ
１　決定年月日　平成25年８月21日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所岡崎支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第６２号
さいたま市大宮区天沼町２丁目769番地
キャラミＯＭＩＹＡ708
再生債務者　丸山　浩之
１　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年９月10日まで
４　一般異議申述期間　平成25年９月24日から平成25年10月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第６５号
埼玉県志木市柏町１丁目３番５号
再生債務者　佐々木浩幸
１　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年９月10日まで
４　一般異議申述期間　平成25年９月24日から平成25年10月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第７７号
さいたま市大宮区吉敷町１丁目96番地４
再生債務者　堀江　　元
１　決定年月日時　平成25年８月20日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年９月10日まで
４　一般異議申述期間　平成25年９月24日から平成25年10月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第８９号
埼玉県新座市栗原２丁目４番15―407号
再生債務者　伊達　浩章（旧姓佐藤）
１　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年９月11日まで
４　一般異議申述期間　平成25年９月25日から平成25年10月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第１９号
埼玉県八潮市八潮８丁目８番地28
再生債務者　酒井　将之
１　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年９月11日まで
４　一般異議申述期間　平成25年９月25日から平成25年10月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２５年（再イ）第１１５号
千葉県市川市湊新田３番３号　第２ロワヴェール201号
再生債務者　下重　真実（旧姓小暮）
１　決定年月日時　平成25年８月21日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年９月11日まで
４　一般異議申述期間　平成25年９月25日から平成25年10月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（再イ）第２７号
千葉県印西市西の原３丁目９番地２棟103号
再生債務者　平澤　　誠
１　決定年月日時　平成25年８月21日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年９月11日まで
４　一般異議申述期間　平成25年９月25日から平成25年10月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部